

<使用開始日>
2018年1月26日

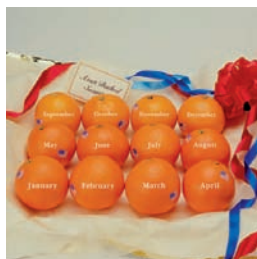
アセットバック証券オープン

Cコース（為替ヘッジあり 毎月分配型）/Dコース（為替ヘッジなし 毎月分配型）

アセットバック証券オープン Cコース/Dコース

追加型投信 海外 債券

【投資信託説明書（交付目論見書）】



ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
Cコース	追加型	海外	債券	その他資産 （投資信託証券 （債券 その他債券））	年12回 （毎月）	北米	ファミリー ファンド	あり （フルヘッジ）
Dコース								なし

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日: 昭和34年(1959年)12月1日

■資本金: 171億円(平成29年12月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額: 33兆5266億円(平成29年11月30日現在)

<受託会社> 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なうアセットバック証券オープンCコース/Dコースの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年7月25日に関東財務局長に提出しており、平成29年7月26日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
<受付時間>営業日の午前9時～午後5時

★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>

★携帯サイト★（基準価額等）

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>

アセットバック証券オープンCコース／Dコース 信託終了(繰上償還)について

「アセットバック証券オープン C コース／D コース」(以下、「各ファンド」といいます。)につきましては、下記の通り信託終了(繰上償還)の手続きを実施する予定です。

記

各ファンドにつきましては、投資信託約款において、信託契約の一部を解約することにより各ファンドの受益権の口数の合計が20億口を下回った場合には、受託者と合意のうえ、信託を終了(繰上償還)させることができると規定しています。

各ファンドの受益権の口数の合計は20億口を下回る状態にあるため、各ファンドの投資信託約款に基づきまして、信託を終了(繰上償還)することについて異議申立の手続きをとることといたしました。

信託終了(繰上償還)が成立した場合、各ファンドは平成30年6月7日に信託を終了(繰上償還)いたします。

信託終了(繰上償還)が不成立となった場合、各ファンドは信託を終了(繰上償還)しません。

なお、平成30年1月26日以降のお申込みにより取得された受益権および平成30年1月25日以前のお申込みにより換金された受益権については、各ファンドの繰上償還に関する異議申立の権利はございません。

また、当該手続きの結果、平成30年6月7日に信託終了(繰上償還)する場合、平成30年3月14日以降の取得のお申込み分より、受付けを中止いたします。

野村アセットマネジメント株式会社

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

ファンドの特色

■主要投資対象

米国ドル建のアセットバック証券※¹を実質的な主要投資対象※²とします。なお、一部米国国債、米国政府機関の発行した債券および米国ドル建以外のアセットバック証券に実質的に投資する場合があります。

※¹ MBS(Mortgage Backed Securities)、CMBS(Commercial Mortgage Backed Securities)、ABS(Asset Backed Securities)などの証券、およびこれらを担保として発行される証券を総称して「アセットバック証券」といいます。

※² 「実質的な主要投資対象」とは、「アセットバック証券オープンマザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■投資方針

- 運用にあたっては、アセットバック証券の独特なリターン特性やリスク特性の分析に基づき、主要な3つのセクター(MBS、CMBS、ABS)への資産配分、個別投資銘柄選定、デュレーションマネージメントを行ない、アクティブに運用することを基本とします。

■アセットバック証券について■

MBS <i>Mortgage Backed Securities</i>	主として住宅ローンを担保として発行された証券(住宅ローン担保证券)です。大部分は米国の政府機関である政府抵当金庫(GNMA)、連邦抵当金庫(FNMA)、連邦住宅金融抵当公社(FHLMC)により発行されています。
CMBS <i>Commercial Mortgage Backed Securities</i>	オフィスやホテル、多世帯住宅などの商業用不動産ローンを担保に発行された証券(商業用不動産ローン担保证券)です。
ABS <i>Asset Backed Securities</i>	自動車ローンやクレジットカードローン等各種の貸付債権を担保として発行された証券(各種資産担保证券。ただし、上記のMBS、CMBSの性質を有する証券を除きます。)です。

※既発行の上記証券を担保として発行される各種証券なども上記に含まれます。例えば代表的なMBSであるパススルー証券を担保として発行されるCMO(Collateralized Mortgage Obligation)などがこれにあたります。

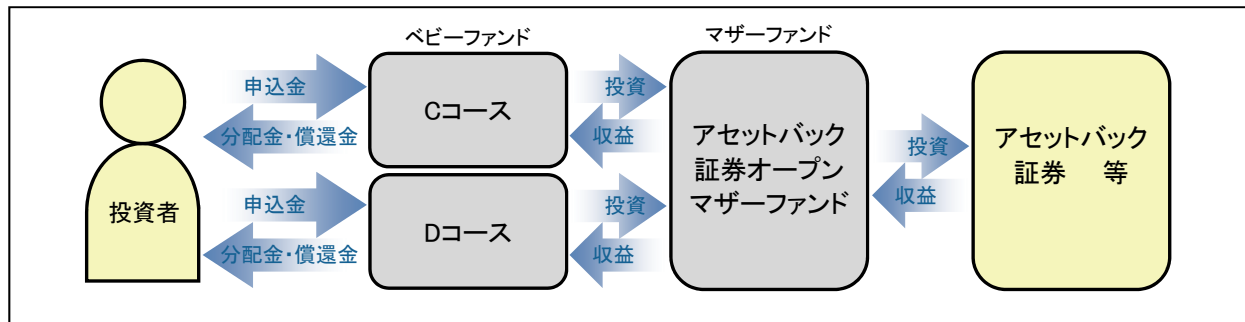
- 各種アセットバック証券に分散投資を行ないます。
- アセットバック証券等への実質投資割合は、原則として高位とします。
- A格相当以上の長期格付を有していない(格付が公表されていないものを含む。)アセットバック証券への投資も行ないます。
- 投資適格格付未満のアセットバック証券への実質投資割合は、原則として純資産総額の20%以内とします。

※投資環境によっては、防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

- Cコースは原則として為替ヘッジを行ない、Dコースは原則として為替ヘッジを行ないません。

Cコース 為替ヘッジあり	Dコース 為替ヘッジなし
実質組入外貨建資産については、原則として米国ドルを用いて為替ヘッジを行ないます。	実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■スイッチング

「Cコース」「Dコース」間でスイッチングができます。

(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

■運用の権限の委託

マザーファンドの運用にあたっては、ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	アセットバック証券および米国公社債(含む短期金融商品)の運用
委託先名称	BlackRock Financial Management, Inc. (ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク)
委託先所在地	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市

■主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資は転換社債を転換したもの等に関し、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%未満とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

■分配の方針

原則、毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

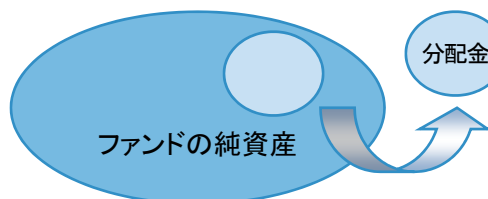
分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当収入等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。



- * 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■ 分配金に関する留意点 ■

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



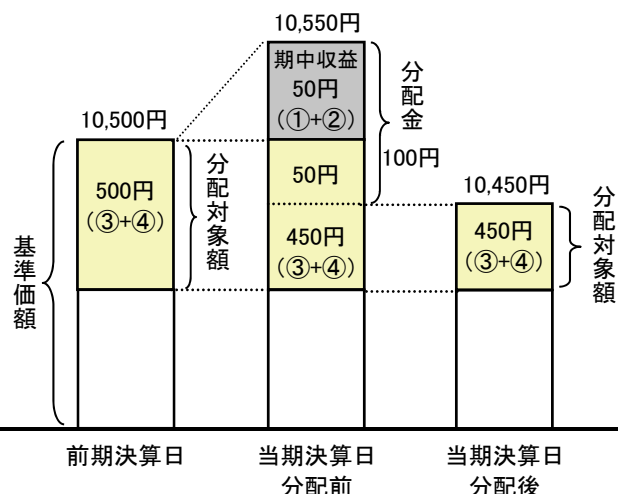
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

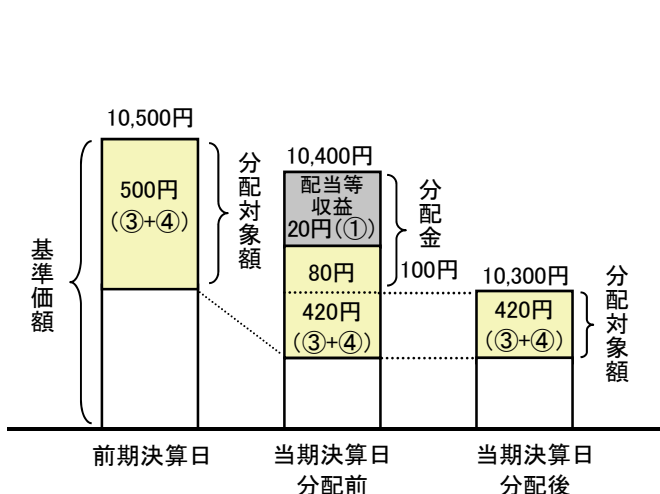
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

前期決算から基準価額が上昇した場合

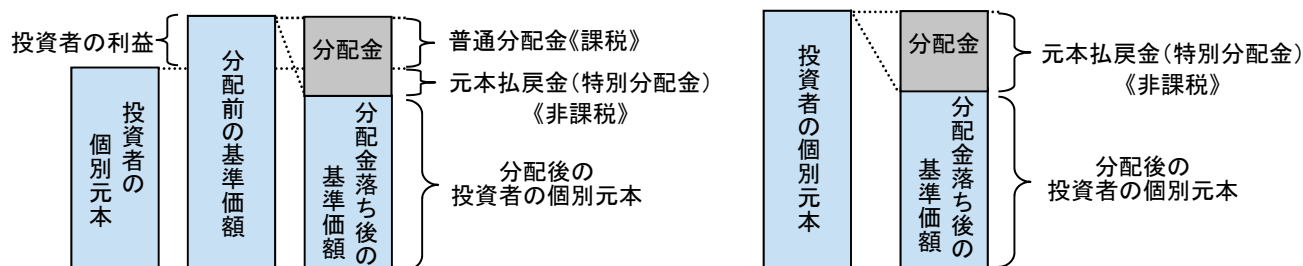


前期決算から基準価額が下落した場合



- 投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

- ◇ 普通分配金 … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
- ◇ 元本払戻金(特別分配金) … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となります。



※投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

債券価格変動リスク	債券は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。 他の債券と同様、アセットバック証券の価格は、通常金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇するといった特性を持っております。 各ファンドは実質的にアセットバック証券に投資を行ないますので、金利変動の影響を受けます(ただし、一部のアセットバック証券では、金利が上昇すれば価格が上昇し、金利が低下すれば下落するなどの特性を持った証券があります。) また、各ファンドは一部相対的に格付の低いアセットバック証券へも投資を行ないますが、こうした証券は、格付の高い債券に比べ、信用状況の変化の影響を大きく受けることが考えられます。
為替変動リスク	「Dコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。 「Cコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。
期限前償還リスク	アセットバック証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借り替えが増加すると考えられます。ローンの期限前返済が増加するのに伴ない、アセットバック証券の期限前償還(元本の一部が満期前に償還されること)も増加することになります。期限前償還は金利要因のほかにも様々な要因によって変化すると考えられます。期限前償還の変化によるアセットバック証券の価格変動は、個々のアセットバック証券の種類や特性によって様々であり、一様ではありません。また、アセットバック証券の一部には仕組み上、期限前償還が抑えられているものもあります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは平成30年6月7日に信託を終了（繰上償還）することとなる場合、当該償還の日までの運用においては、委託会社の判断により、償還を念頭に組入れ資産の資金化を図ってまいります。この結果、主要投資対象への投資比率は低下していきます。
また、信託を終了しないこととなる場合には、少額の運用資産額で運用を継続することが困難なため、当初予定していた商品性を維持することが出来ない場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

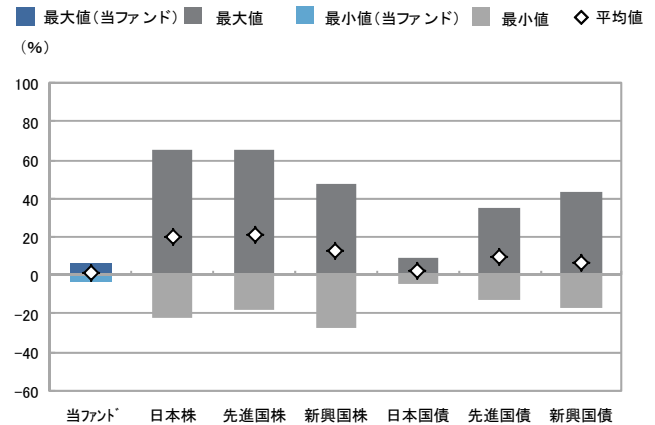
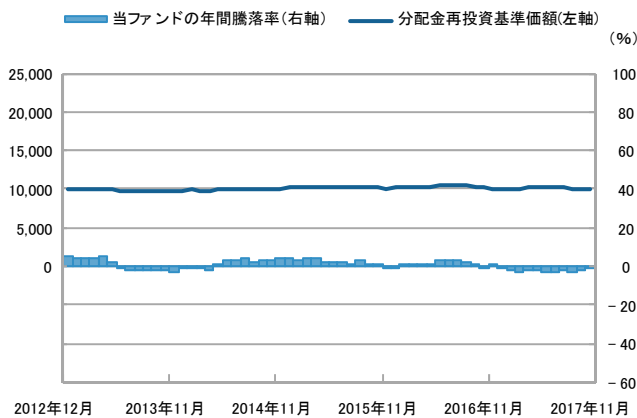
リスクの定量的比較

(2012年12月末～2017年11月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●Cコース

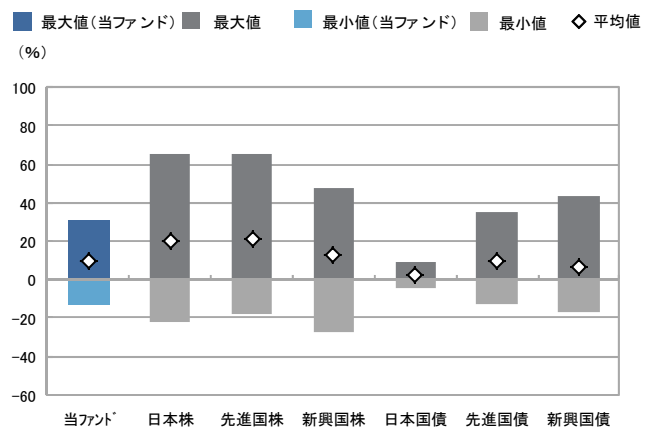
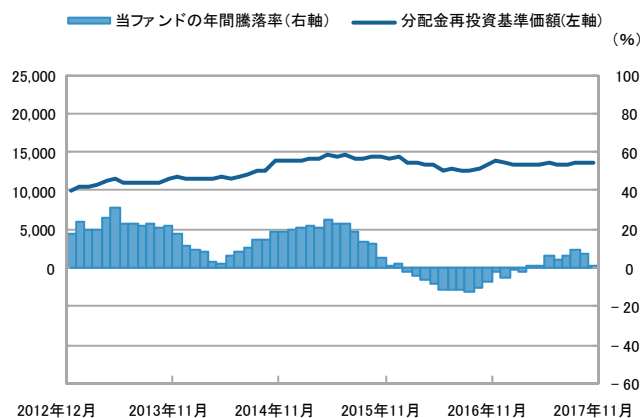


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	5.5	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値(%)	△ 3.4	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値(%)	0.8	20.3	21.4	12.5	2.3	9.3	6.8

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2012年12月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2012年12月から2017年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2012年12月から2017年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●Dコース



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	30.8	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値(%)	△ 12.5	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値(%)	9.3	20.3	21.4	12.5	2.3	9.3	6.8

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2012年12月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2012年12月から2017年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2012年12月から2017年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

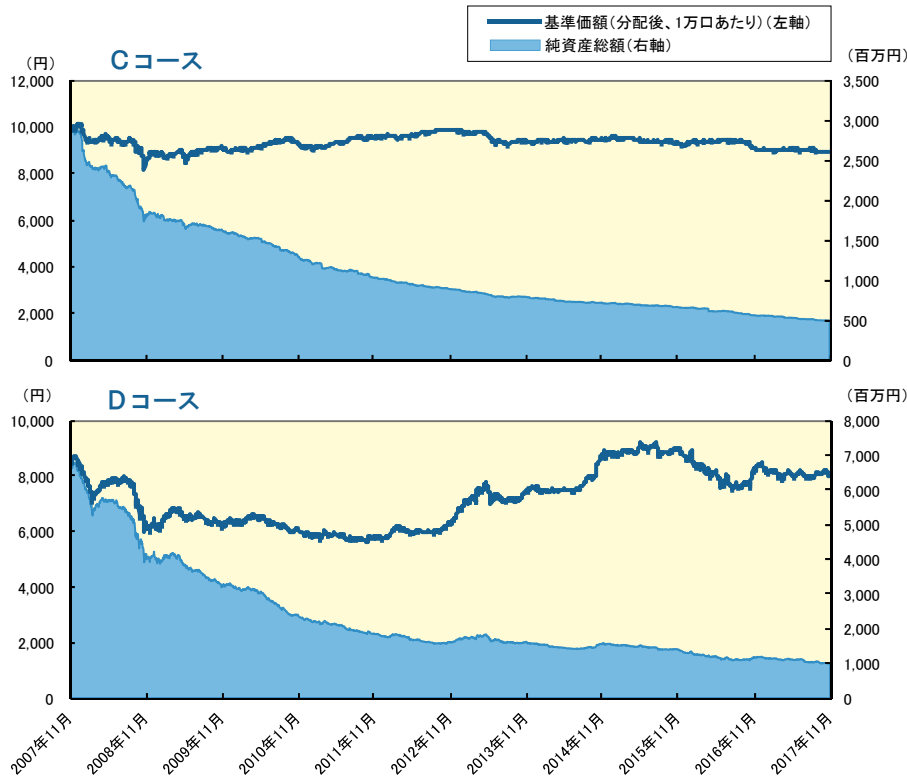
- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、（株東京証券取引所）が有しています。なお、本商品は、（株東京証券取引所）により提供、保証又は販売されるものではなく、（株東京証券取引所）は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・「シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他）

運用実績 (2017年11月30日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

Cコース

2017年11月	10 円
2017年10月	10 円
2017年9月	10 円
2017年8月	10 円
2017年7月	10 円
直近1年間累計	120 円
設定来累計	2,860 円

Dコース

2017年11月	15 円
2017年10月	15 円
2017年9月	15 円
2017年8月	15 円
2017年7月	15 円
直近1年間累計	180 円
設定来累計	3,872 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

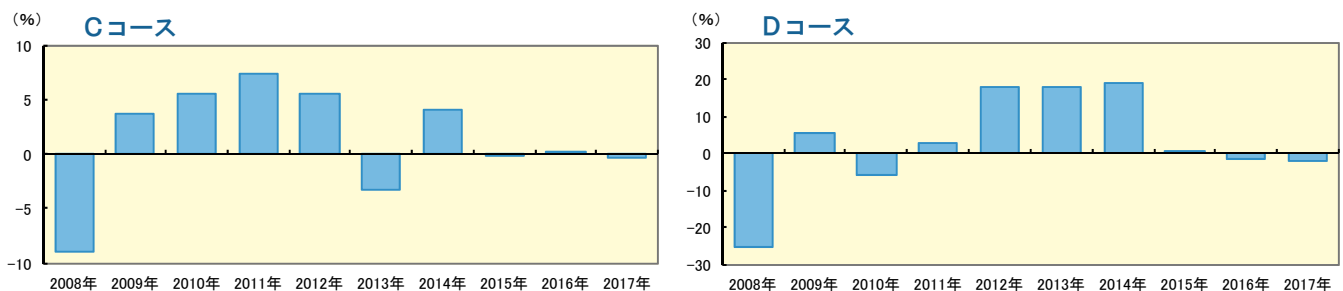
順位	銘柄	種類	投資比率(%)	
			Cコース	Dコース
1	FHMS K033 A2	外国証券(MBS)	33.6	33.3
2	FHMS K720 A2	外国証券(CMBS)	15.5	15.3
3	FHMS K725 A2	外国証券(CMBS)	11.7	11.5
4	FN AS1317	外国証券(MBS)	6.6	6.6
5	FHMS K065 A2	外国証券(CMBS)	4.0	4.0
6	WFNMT 2015-B A	外国証券(ABS)	3.8	3.8
7	WFNMT 2016-A A	外国証券(ABS)	3.8	3.7
8	JPMCC 2012-C6 A3	外国証券(CMBS)	3.5	3.4
9	FHMS K040 A1	外国証券(MBS)	3.4	3.4
10	JPMCC 2010-C2 A3	外国証券(CMBS)	3.2	3.1

実質的な証券種類別投資比率

種類	投資比率(%)	
	Cコース	Dコース
国債証券	3.2	3.2
外国証券(ABS)	7.7	7.7
外国証券(MBS)	43.8	43.4
外国証券(CMBS)	42.9	42.5

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2017年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万円以上1円単位
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購 入 代 金	原則、購入申込日から起算して6営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
購 入 に 際 し て	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
換 金 単 位	1口単位または1円単位
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申 込 締 切 時 間	午後3時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購 入 の 申 込 期 間	平成29年7月26日から平成30年3月13日まで
換 金 制 限	1日1件10億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。
ス イ ッ チ ン グ	「Cコース」「Dコース」間でスイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)
購入・換金申込受付の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	無期限 (平成14年3月1日設定) 【信託の終了】 各ファンドは平成30年6月7日に信託を終了(繰上償還)する予定です。
繰 上 償 還	「Cコース」、「Dコース」の受益権口数の合計が20億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回の決算時に分配を行ないます。
信 託 金 の 限 度 額	各ファンドにつき、5000億円
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	3月、9月のファンドの決算時、償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 * 上記は平成29年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <u>1.08%(税抜1.0%)以内</u> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。
信託財産留保額	換金時に、基準価額に <u>0.3%</u> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用
(信託報酬)

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。
ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
信託報酬率の配分は下記の通りとします。

信託報酬率		年1.1016%(税抜年1.02%)
支払先の 配分 (税抜) および 役務の内容	<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.57%
	<販売会社> 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.40%
	<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.05%

【運用の委託先の報酬】
マザーファンドの運用の委託先であるブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インクが受ける報酬は、マザーファンドを投資対象とする投資信託の委託会社が受ける報酬から、当該投資信託の信託報酬支払いのとき支払われるものとし、その報酬額は、信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)に、以下の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
500億円以下の部分	年0.23%
500億円超750億円以下の部分	年0.18%
750億円超の部分	年0.13%

その他の費用・
手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税 等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- * 上記は平成29年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

- ファンドの名称について
「アセットバック証券オープンCコース」に「（為替ヘッジあり 毎月分配型）」を、「アセットバック証券オープンDコース」に「（為替ヘッジなし 毎月分配型）」を付記する場合があります。

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

MEMO

(当ページは目論見書の内容ではありません。)

